3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び東吉野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡野迫川村大字檜股六八の四二・七三の一一・七七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六九の八、六九の九、七八、七九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字檜股六九の八・六九の九・七八・七九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び野迫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字檜股六八の四二・七三の一一・七七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六九の八、六九の九、七八、七九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字檜股六九の八・六九の九・七八・七九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び野迫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字出谷一一六九の一、一一六九の二、一一七〇、一一七一の一、一一七一の二、一一七二、一一七三、一一七四の一、一一七四の二、一一七八、一一七一、一一七二〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字出谷一一六九の一、一一六九の二、一一七〇、一一七一の一、一一七一の二、一一七二、一一七三、一一七四の一、一一七四の二、一一七八、一一七一、一一七二〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字出谷一一六八（次の図に示す部分に限る。）、一二六八、大字小山手七八四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県比企郡ときがわ町大字大野字石小土一五〇〇の四、一五〇二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県福山市駅家町大字向永谷三一七一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県福山市津之郷町大字津之郷字沢田七二八六の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県平川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県甲賀市信楽町勅旨字石川谷八〇九の三（次の図に示す部分に限る。）、八〇九の二、信楽町神山字大岩谷五の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　鉱業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）